



# 山形県公報

平成15年5月19日(月)

号 外(49)

## 目 次

### 規 則

山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部を改正する規則..... 1

## 規 則

山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第54号

山形県農産物残留農薬分析受託規則の一部を改正する規則

山形県農産物残留農薬分析受託規則(平成15年4月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「知事に」を削り、「2キログラム」を「1キログラム以上かつ4個以上」に、「農業試験場に駐在する総務部危機管理室食品安全対策課職員」を「知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年5月19日印刷  
平成15年5月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056